

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (訪問系サービス)

新潟市障がい福祉課指定係

1

令和6年度報酬改定の主な内容。

訪問系サービスに係る主なものについて、障がい福祉課指定係より説明します。

1 特定事業所加算の加算要件の見直し【居宅介護】

特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」が追加されました。

特定事業所加算（Ⅰ）	①～③の全てに適合	所定単位数の 20 %に加算
特定事業所加算（Ⅱ）	①及び②に適合	所定単位数の 10 %を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	①及び③に適合	所定単位数の 10 %を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	①及び④に適合	所定単位数の 5 %を加算

- ①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ②良質な人材の確保（介護福祉士の割合が 30 %以上等）
- ③重度障害者への対応（区分 5 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が 30 %以上等）
- ④中重度障害者への対応（区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が 50 %以上

※令和 6 年 3 月 31 日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3 年間の経過措置を設ける。

2

1、居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直しについてです。
加算要件の③「重度障害者への対応」、④「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」が追加されました。

2 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止【居宅介護】

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、

「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」

という暫定措置を設けていましたが、質の向上を図る観点から廃止されました。

※これに併せて、

「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。

3

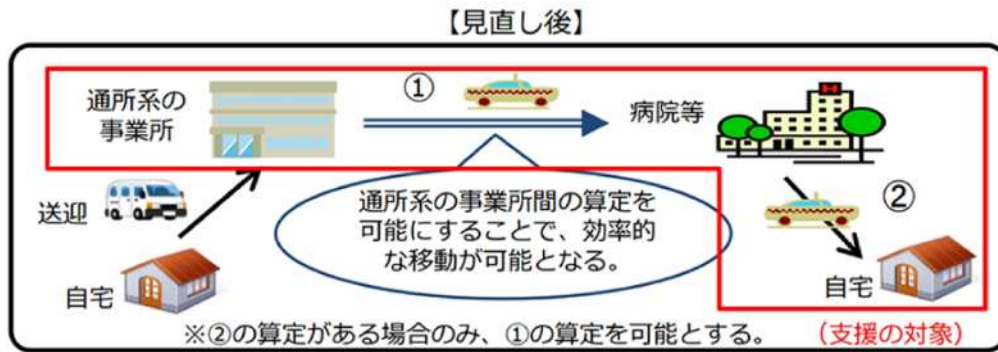
2、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止についてです。

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていましたが、質の向上を図る観点から廃止されました。

これに併せて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する措置も廃止されます。

3 通院等介助の対象要件見直し【居宅介護】

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象となります。



3、通院等介助の対象要件見直しについてです。
居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等への移動等に係る通院等介助等に関しても同一の事業所が行うことを条件に支援の対象となります。

4 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大【重度訪問介護】

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とされました。
(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)

【改定後】

区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、(中略)所定単位数を算定することができます。

5

4、入院中の重度訪問介護利用の対象拡大についてです。
入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分が、現行では障害者支援区分6のみでしたが、改正により4及び5の利用者も対象とされました。

5 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価【重度訪問介護】

【入院時支援連携加算】（新設） 300単位/回（1回を限度）

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が、当該病院等に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院等を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院等と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算することができます。

【国Q A_vol2_問19より】

入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされているが、入院時情報提供書の様式例については、「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」（令和6年3月28日障障発0328第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）により示されている。

この入院時情報提供書には、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載いただくことになるが、重度訪問介護計画やアセスメントシートなどを添付することにより、様式の記載の一部を省略することが可能とのこと。

6

5、入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価についてです。

病院又は診療所入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が、当該病院等に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院等を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院等と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算することができます。

なお、入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされていますが、入院時情報提供書の様式例については、国の通知「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」を参照してください。

6 熟練従業者による同行支援の見直し【重度訪問介護】

- ・ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しが行われました。
- ・ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象となりました。
- ・ それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の90%に相当する単位数を算定することができます。

【国Q A_vol2_問18より】

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者（15%加算対象者）の支援に従事する場合は対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象となりません。

7

6、熟練従業者による同行支援の見直しについてです。

1点目、重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び任従業者の報酬について見直しが行われました。

2点目、医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象となりました。

3点目、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の90%に相当する単位数を算定することができます。

なお、重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者（15%加算対象者）の支援に従事する場合は対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象となりません。

7 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し【同行援護】

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合が追加されました。

特定事業所加算（Ⅰ）	①～③の全てに適合	所定単位数の20%に加算
特定事業所加算（Ⅱ）	①及び②に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	①及び③に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	①及び④に適合	所定単位数の5%を加算

①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）

②良質な人材の確保

- ・ 介護福祉士の割合30%以上
- ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
- ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上
- ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者20%以上

③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上

④中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上

8

7、同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直しについてです。
専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価出来るように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合が追加されました。

8 行動援護の特定事業所加算要件見直し【行動援護】

- ・ 加算要件の「サービス提供体制整備」に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件が追加されました。
- ・ 加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」が追加されました。
- ・ 加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」が追加されました。

区分	要件	加算内容
特定事業所加算（Ⅰ）	①～③の全てに適合	所定単位数の20%に加算
特定事業所加算（Ⅱ）	①及び②に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	①及び③に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	①及び④に適合	所定単位数の5%を加算

【国Q A_vol2_問20より】

医療・教育等の関係機関との連携について、関係する医療機関や教育機関等がある場合、行動援護事業所がそれらの関係機関と連携し、継続した支援を提供する観点から、医療機関からは服薬の状況や医療面で必要な配慮等に関する情報の提供を受け、また、教育機関からは障害特性に合わせて行われている支援の方法や対応等についての情報の提供を受け、必要に応じて行動援護計画等に反映させることとする。

9

8、行動援護の特定事業所加算要件の見直しについてです。

- 1点目、加算要件の、「サービス提供体制整備」に、強度行動障害を有する者に対しての、医療・教育等の関係機関との連携に関する要件が追加されました。
- 2点目、加算要件の、「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」が追加されました。
- 3点目、加算要件の、「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」が追加されました。

8 行動援護の特定事業所加算要件見直し【行動援護】

< 行動援護の特定事業所加算の要件 >

- ① サービス提供体制の整備
 - ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
 - ・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。
- ② 良質な人材の確保
 - ・介護福祉士の割合30%以上
 - ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上
 - ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上
 - ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上

10

行動援護の特定事業所加算の要件について、要件①から③の下線の内容が追加されました。

9 行動援護のサービス提供責任者等要件に係る経過措置延長

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、

「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」

という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止されます。

11

9、行動援護のサービス提供責任者等要件に係る経過措置延長についてです。行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止することが決定されました。

以上で、訪問系サービスに係る令和6年度報酬改定の主な内容についての説明を終わります。

その他、横断的な改正内容や詳細等については、適宜ご確認ください。